

運用担当者から新年のメッセージ

2016年1月吉日

『ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド』の主要組入ファンドである「ハーベスト AF エクイティ ファンド」を運用する担当者からのメッセージをお届けします。

ハーベスト グローバル インベストメンツ社 ファンド・マネジャー：ジューン・チュア氏



1997年にオーストラリアのクイーンズランド大学の経済学学士課程修了後、マレーシアのパシフィック・ミューチュアル・ファンドでアナリスト業務に従事。

香港科技大学でMBAを取得後、国際留学交換制度で米シカゴ大学経営大学院のMBAプログラムを修了。三井住友アセットマネジメント（香港）を経て、パインブリッジ・インベストメンツ（旧AIGインベストメンツ）のヴァイス・プレジデント兼ポートフォリオ・マネジャーを務め、アジア株式の高配当利回り戦略を4年間担当。

2012年7月より現職（日本を除くアジア株式ファンドのポートフォリオ・マネジャー、アジア株式運用チームのヘッド）。

Market Outlook & Investment Strategy (市場の見通しと投資戦略)

2016年のアジア・フロンティア市場の見通し①

■ 米国では利上げが実施された一方、日本、欧州、中国などでは金融緩和が継続されています。今後は金融引き締めと金融緩和のそれぞれが引き起こす影響の綱引きが起きると考えています。また、世界各国の主要通貨は弱含み、ドルが唯一上昇するとみています。直近は、新興国市場全般への投資を避けようとする動きから、アジア域内の株式市場では海外投資家の売りが強まっています。

■ こうした先行き不透明感にもかかわらず、我々はアジアのフロンティア市場の株式には投資する価値があると考えています。株価の水準は長期平均の下限まで低下している一方、配当利回りは世界的に見ても高い水準にあります。株価の低迷で全般的に弱気に傾いた投資家心理は、むしろ今後、プラスの収益率を生み出す触媒として作用するでしょう。

■ 市場見通しに関しては、現時点では引き続き慎重ながらも楽観的な見方をしており、結局のところ株式相場は1-3月期に強含む季節要因が優勢になると前向きにみています。

運用担当者から新年のメッセージ

Market Outlook & Investment Strategy (市場の見通しと投資戦略)

2016年のアジア・フロンティア市場の見通し②

- アジア・フロンティア株式市場に関しては、**インフラ、消費、観光**といった長期的・構造的な投資テーマを引き続き選好しています。
- インフラについては、「一帯一路」政策を通じた中国、環太平洋経済連携協定（TPP）を通じた日米などからの外国直接投資により、投資需要が増加するでしょう。
- アジア・フロンティア市場は他のアジア諸国を上回る経済成長を遂げると引き続き見込まれています。アジア・フロンティア諸国は引き続き国内の消費増による恩恵を受けるでしょう。
- 観光については、大半のアジア通貨が弱含み、西洋諸国がテロの脅威にさらされる中、2016年はアジア域内を移動する旅行者が増加する年になるかもしれません。したがって、インドネシアやスリランカなどが主な観光地として恩恵を受ける可能性があると考えています。

【ハーベスト社について】



親会社 ハーベスト ファンド マネジメント

【会社概要】

- ・設立 1999年
- ・本社 北京
- ・運用資産残高 855億ドル(2015年6月末時点において中国第3位)

運用会社 ハーベスト グローバル インベストメンツ

【会社概要】

- ・設立 2008年
- ・本社 香港
- ・運用資産残高 53億ドル(合併運用会社としては最大手)

運用担当者から新年のメッセージ

ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社の競争上の優位性について

ハーベスト社の特徴

- グローバル市場においては中国の影響力が高まっており、中国の運用会社であるハーベスト社は、中国発のトレンドを他の多くの運用会社よりもいち早く捉えることが可能です。
- 中国と香港に拠点を持つハーベスト社は、広範な調査能力を持ち、北京では45人のアナリスト、香港では10人のアナリストが調査活動を行っています。



ハーベスト AF エクイティ ファンドの運用プロセスについて

- ハーベスト AF エクイティ ファンドは設定来で優れた運用実績を挙げており、銘柄選定プロセスについては以下のような点に焦点を当てています。

信頼性の高い
経営

高い
配当利回り

外国資本
(多国籍企業)

需要増が見込める業種

低い
負債比率

- － 強固な企業統治と外国資本
- － 高配当利回りにより下値抵抗力があり、堅実なキャッシュフローを生み出す企業
- － 今後も確実な需要が見込める業種（長期的・構造的傾向）
- － 負債比率の低い企業

- なお銀行や不動産などの政策主導の業種を選好しないハーベスト社の投資戦略は、引き続き上手く機能しています。政策主導の業種は、政治情勢の変化による政策変更の影響を受けやすく、政治情勢の変化は予測が困難です。

運用担当者から新年のメッセージ

ご留意事項

<基準価額の変動要因>

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建て資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場は、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性が考えられます。また、発行情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

流動性リスク

投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

運用担当者から新年のメッセージ

<お申込メモ>

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	日本または香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：平成23年10月28日（金））
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	決算日年1回、原則として10月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または、委託会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は500億円です。
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用>

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.4472%(税抜:年1.34%) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
	運用管理費用(信託報酬)	
		年1.4472%(税抜:年1.34%)
	内訳	(委託会社) 年0.648%(税抜:年0.60%)
		(販売会社) 年0.756%(税抜:年0.70%)
	(受託会社) 年0.0432%(税抜:年0.04%)	
	投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬 ^{※1}	年0.65%
	実質的な負担 ^{※2}	年2.0972%
その他の費用 及び手数料	※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.65%)を表示しています。 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。 ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。	

※ 当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 (信託財産の運用指図、投資信託説明書(交付目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。)

受託会社 三井住友信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金等の受付を行います。)

運用担当者から新年のメッセージ

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税※及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約） 時及び償還時	所得税※及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益） に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・ 上記は平成27年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

<委託会社、その他関係法人>

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図及び運用報告書の作成等を行います。）
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）

本資料のお取扱いについてのご注意

- ・ 本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- ・ 本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- ・ 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- ・ 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。